

行政手続における電子戸籍の利用について

電子戸籍（戸籍電子証明書）の利用対象となる行政手続では、紙の戸籍証明書に代えて電子戸籍パス（戸籍電子証明書提供用識別符号）を提出することが可能です。

電子戸籍とは

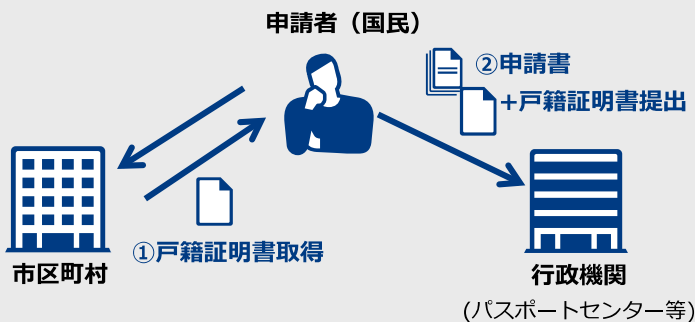
- 行政機関の間でやり取りされる電子的な戸籍証明書です。

電子戸籍パスとは

- 戸籍証明書と一対になったパスワード（数字16桁）です。
- 行政手続の利用者は、電子戸籍パスを取得して提示することにより、紙の戸籍証明書の提出を省略することが可能となります。

電子戸籍の利用イメージ

参考：紙で発行された戸籍証明書を手続先の行政機関に提出する場合

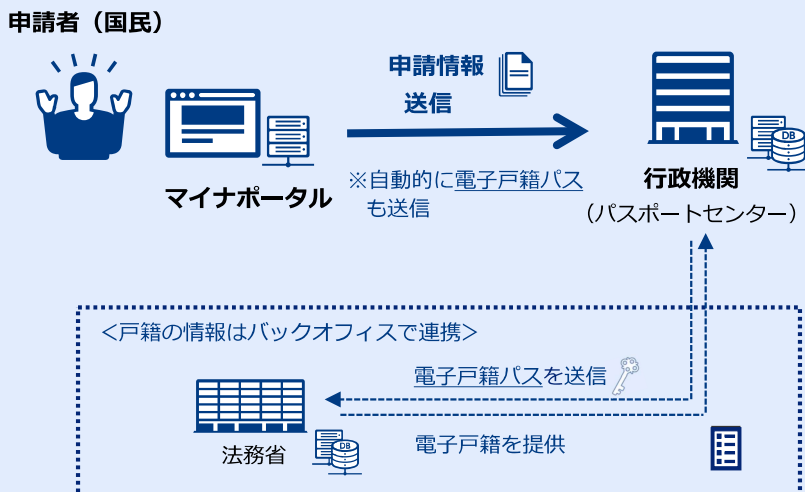


- ① 市区町村窓口又は郵送により紙の戸籍証明書を取得
- ② 取得した紙の戸籍証明書を手続先の行政機関に提出

紙の戸籍証明書のやり取りが発生

自動的に電子戸籍パスが送信され、紙の戸籍証明書の提出は不要になります。

<マイナポータルからパスポート申請（国内からの申請）を行う場合>



マイナポータルからパスポート申請をした場合、戸籍の情報も自動的に連携

- ◎ マイナポータル上で特段の操作なく戸籍の情報を自動取得
- ◎ 紙の戸籍証明書の提出が不要に
- ◎ 申請のオンライン完結を実現！

- ※ 申請者は電子戸籍パスに対応する電子戸籍の内容を確認することはできません。
- ※ 手続によっては事前に取得した電子戸籍パスを提示することが必要となる場合もあります。



利用対象手続

電子戸籍の利用が可能な行政手続（令和8年2月2日現在）

	行政機関	手続内容
1	外務省	パスポートの申請手続
2		在外公館における身分関係事項等に関する証明手続
3	国家公安委員会	運転免許の本籍情報の変更 (マイナ免許証のみを保有している方の場合)
4	法務省	所有不動産記録証明制度、相続人申告登記

※ 電子戸籍パスの提出方法はそれぞれの手続先に御確認ください。

Q & A

Q1 電子戸籍パスはどこで取得できますか。取得の際に手数料は必要ですか。

A1 オンライン（マイナポータル）又は市区町村の戸籍担当窓口で取得できます。

※ オンラインでのパスポート申請等の中で自動的に取得する場合があります。

手数料について、オンライン（マイナポータル）の場合は無料ですが、市区町村で取得する場合は有料です（対象となる戸籍証明書を同時に取得する場合を除く。）。具体的な手数料額は各市区町村に御確認ください。

Q2 電子戸籍パスに有効期限はありますか。

A2 発行から3か月間です。なお、有効期限内であれば複数の手続に利用できます。

Q3 電子戸籍パスを取得できる人に制限はありますか。

A3 以下の表のとおり取得方法によって異なります。

取得方法		取得可能な者の範囲
オンライン（マイナポータル）		・ 本人（15歳以上のみ）
市区町村窓口 で請求	本籍地	・ 本人等（戸籍に記載されている者、配偶者、直系尊属、直系卑属） ・ 上記の者の代理人
	本籍地以外	・ 本人等（戸籍に記載されている者、配偶者、直系尊属、直系卑属）
市区町村（本籍地）への 郵送		・ 本人等（戸籍に記載されている者、配偶者、直系尊属、直系卑属） ・ 上記の者の代理人

Q4 転籍前などの除籍の電子戸籍パスをオンライン（マイナポータル）で取得することはできますか。

A4 オンライン（マイナポータル）で除籍の電子戸籍パスは取得できません。除籍の電子戸籍パスが必要な場合は市区町村の窓口で取得してください。